

〔特集〕地域環境保全基金

熊本県における地域環境保全基金

熊本県環境公害部環境総務課

1 これまでの環境行政と環境の現状・課題

県内には、古くから豊かな森林をはじめ、城跡の森、神社仏閣の樹林等の緑が広がり、また、九州山地に源を発する良質で豊富な湧泉や地下水の恩恵を受けているなど、「豊かな緑」「清らかな水」等の美しい自然の恵みが環境特性の一つとなっている。

本県における環境行政は、水俣病という世界にも類のない公害の原体験を持っているため、これまで公害対策と自然保護を二本柱としてきたが、このうち、特に水俣病対策を県政の重要課題の一つとして取り組むとともに、各種の施策を通じ公害の防止に努めてきた。

この結果、事業活動に起因するいわゆる産業公害については、全般的には、年々概ね改善されてきている。

しかしながら、今日、本県においても、生活雑排水による水質汚濁、自動車交通量の増加に伴う大気汚染、有害な有機塩素系溶剤による地下水の汚染、ゴミの増加・多様化に伴うゴミ問題などの都市生活型公害の顕在化が例外ではなく、また、自然保護の分野においても林地・緑地の減少や野生動植物の減少といった環境問題が発生している。そして、これらの問題が地球の温暖化や酸性雨等の地球的規模の環境問題に結びつくのではないかと懸念されている。

また、各種のアンケート調査による県民の

意識についてみても、生活水準の向上や余暇時間の増大等が進むなかで、健康被害や環境汚染の防止は当然のこととして、快適で潤いのある生活環境の形成や身近な自然環境とのふれあいを求める欲求がかつてなく高まっている。

2 熊本県環境保全基金の設置と平成2年度事業

以上のさまざまな環境問題や県民の意識は、多様化し高度化する県民自らの生活態度、ライフスタイルと深くかかわっている。

とりわけ、今日の環境問題の多くがそれぞれの地域における県民一人ひとりの日常生活や産業活動が環境に過大な負荷を与えてきたことの積み重ねに起因していることから、環境問題に的確に対応していくためには、地域住民等の環境問題に対する自覚と足元からの着実な取り組みが肝要であると言える。

このため、環境教育及び普及啓発等の必要性が高まり、こうした施策の実施に要する財源を安定的に確保し、必要な事業を継続的かつ着実に実施していくことを目的として、平成2年3月8日に熊本県環境保全基金条例（以下「基金条例」という。）を表一のとおり制定し、同月30日に基金額4億円の熊本県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置した。

表一一

熊本県環境保全基金条例

(設置)

第一条 地域の環境保全を図るため、熊本県環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、四億円とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てを行うことができる

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額に相当する額増加するものとする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、熊本県一般会計歳入歳出予算に計上して、地域の環境保全活動の基盤整備、地域の環境保全に関する知識の普及その他地域の環境保全活動に関する事業に要する経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 知事は、前条に定める場合に限り、予算の定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

表一2 平成2年度基金事業(主なもの)

(単位:千円)

事業名		事業費	事業概要
基盤整備	生活排水対策	686	生活排水対策ボランティアリーダー(122名)の登録・育成・活動支援
	自然保護啓発普及対策	564	(財)日本自然保護協会との共催で自然観察指導員講習会を開催し、中核的指導員(81名)を育成
知識の普及啓発	廃棄物処理民間監視員制度	1,032	県民による環境保全ボランティア活動により、身の回りの環境保全への意識啓発を図る廃棄物処理民間監視員(188名)を設置・育成
	環境基本条例説明会	330	今後の環境行政の基本となる規範としてH.2.10.2に制定した熊本県環境基本条例を市町村等へ周知
	環境シンポジウム	2,809	熊本県環境基本条例の制定を機に、講師を女性だけで構成した「くまもと環境シンポジウム～快適な環境を子供たちに～」を開催し、県民、事業者等約450名が参加
	環境保全啓発	2,566	・(財)日本環境協会と共に環境週間記念講演会を開催し、県民等約350名が参加 ・平成元年版環境白書の刊行 ・小学校高学年から一般向け冊子「私たちの環境」の発行
	その他	11,185	パンフレット「くまもとの名水」、ビデオ「くまもとの水～わたしたちの水」、「ホタル生息環境水質調査」報告書、写真集「くまもとの樹木たち」の作成・配布
その他	名水シンポジウム	1,500	第6回全国水環境保全市町村シンポジウムの開催市に対する開催費補助

平成2年度は、基金の運用益・30,316千円により基金条例に基づく各種の施策を積極的に展開したが(主なものは表-2),このうち、特徴的・効果的なものとして、講師やパネリスト等を女性だけで構成し、女性の視点から環境にやさしい提言を行った「くまもと環境シンポジウム」、生活排水対策ボランティアリーダーの登録・育成・活動支援を行った「生活排水対策事業」、身の回りの環境保全への意識啓発を図る民間監視員を依頼した「廃棄物処理民間監視員制度」をあげることができる。

3 環境行政推進体制の整備と熊本県環境基金条例の制定等

ところで、これまで述べたように環境問題がますます深刻化する中で、水俣病の体験から環境問題こそ今後最も力を入れて取り組むべき課題という認識のもと、平成2年度は、本県の環境行政史上、歴史的な年度となった。

具体的には、第一に、従来の水俣病対策を中心とする公害行政のみならず、全庁的に環境行政を推進するため、平成2年4月1日付けて公害部を環境公害部とし、環境行政にかかわる基本的施策の企画や全庁的な調整を担当する部門等を設置するなど改組した。

第二に、快適な環境を保全・創造するための施策を総合的かつ体系的に推進することを目的とした全府的・横断的な組織である熊本県環境政策推進本部(本部長：知事)を平成2年10月1日に設置した。

第三に、快適な環境を保全・創造し、次代に引き継いでいくために地球環境保全の視点も取り入れた県の施策の基本となる事項や行政、事業者及び県民の責務を明らかにした本県環境行政の憲法とも言うべき熊本県環境基

本条例(以下「基本条例」という。)を平成2年10月2日に制定した(基本条例体系は図-1)。

さらには、基本条例の理念を受けて、県民のかけがえのない資産である良質な地下水や希少動植物を守るために、平成2年10月に熊本県地下水質保全条例を、平成2年12月には熊本県希少野生動植物の保護に関する条例をそれぞれ制定した。

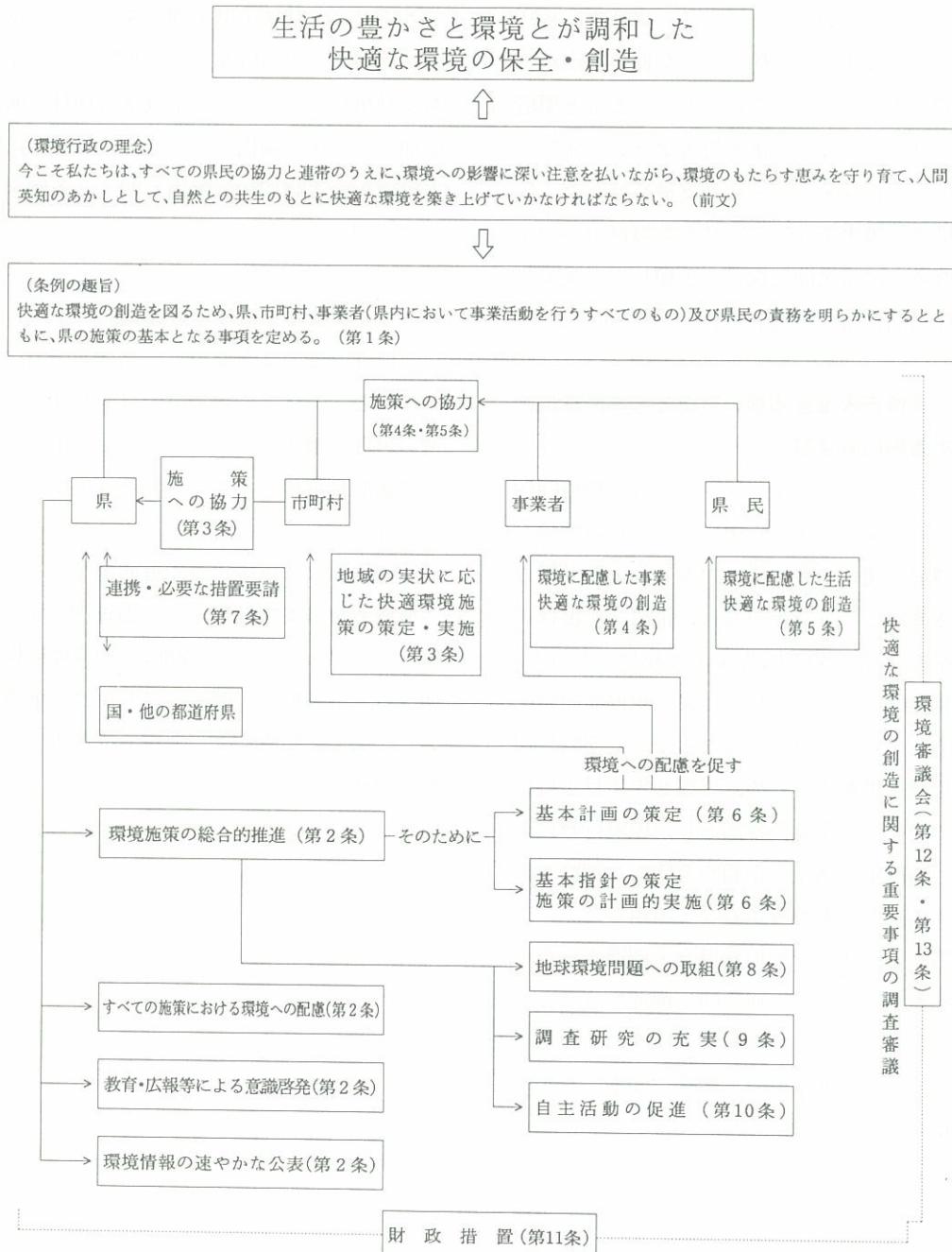
4 基金による平成3年度事業

平成3年度の基金運用益・26,880千円による事業としては、基金条例の目的及び基金条例の理念を踏まえ、地域に根ざした事業をより積極的に実施することとした(主なものは表-3)。

の中では、新規かつ先進的事業として、「環境教育基本指針策定」の調査・検討、「環境ライフフォーラム」の開催、「地域環境保全功労者表彰制度」の創設、「リサイクル推進事業」、「環境に配慮した消費生活推進事業」などに取り組むこととした。

図-1

条例体系図



表一 3 平成 3 年度基金事業（主なもの）

(単位：千円)

事業名		事業費	事業概要
基盤整備	環境教育基本指針策定	565	生涯を通じた環境教育を推進するための基本指針の策定検討に資するため、環境保全リーダー、県政モニター等500人を対象に意識調査を実施
実践活動支援	リサイクル推進	3,537	リサイクルの普及啓発及び実践活動への誘導を行うため、情報の整備・提供、市町村等のモデル事業の育成、先進市町村・団体の担当者等によるアドバイザーを派遣
	環境に配慮した消費生活推進	4,043	省資源・省エネルギーのモデルグループを指定して、この活動経費を助成し、活動の事例を取りまとめる（本事業の進行管理・取りまとめは、熊本消費者協会に委託）
知識の普及啓発	地下水利用合理化推進	8,265 (他に一般財源が1,225)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校における水の学習教育協力校（6校）に担当所属職員が出向き、水の学習指導、節水啓発資材の配布、アンケート調査等の実施 ・節水講習会の開催とアンケート調査の実施 ・水の週間行事として、講習会、上下流交流会等の実施 ・熊本の水資源ダイジェスト本の作成・配布
	環境ライフフォーラム	8,743	県農業公園において、アニメ映画「となりのトトロ」の上映とこれを題材とした討論、並びに環境家計簿を切り口とした基調講演、パネルディスカッションなどを行い、子供を含めた県民参加型の語り合いの場を設定し、約400名が参加
	地域環境保全功労者表彰制度	636	快適な環境の保全・創造に関する自主的活動に顕著な功績のあった個人又は事業者をたたえるための知事表彰制度として、「くまもと環境賞」を創設

5 熊本県環境基本指針の策定と基金の位置づけ

一方、平成 3 年度においては、基本条例に基づき、行政、事業者及び県民が連携して快適な環境を保全・創造していくうえでの総合的な指針となる熊本県環境基本指針（以下「基本指針」という。）を平成 3 年 11 月 27 日に策定した。

具体的には、基本指針は図一 2、図一 3 のとおり環境への配慮を徹底し、環境とのふれあい、環境の恵みを守り育てることによって生活の豊かさと環境とが調和した快適な環境を保全・創造し、次代へ引き継ぐことを基本理念・目的とし、人間を取り巻くさまざまな環境要素とのかかわりあいにおいて達成すべき目標や取り組みの基本的方向性及び今後取り組むべき施策等を明示し、さらに、基本指

針の推進システムの一つとして基金を位置づけている。

図一2 「まちなか・まちなか環境全基盤計画」の構成
基本指針の概念図

目 標

生活の豊かさと環境とが調和した
快適な環境の保全・創造

三つの理念

環境への
やさしさ

環境との
ふれあい

環境の
恵み

五つの視点

次世代に快適な環境を
引き継ぐ

21世紀を
今、展望し
行動し
する

地球的な規
模で考
え
足下から行
動し
る

地球市民と
して行動し
連帶の輪を
広げる

環境と共生し
社会の持続的
発展をめざす

達成目標と基本的指針

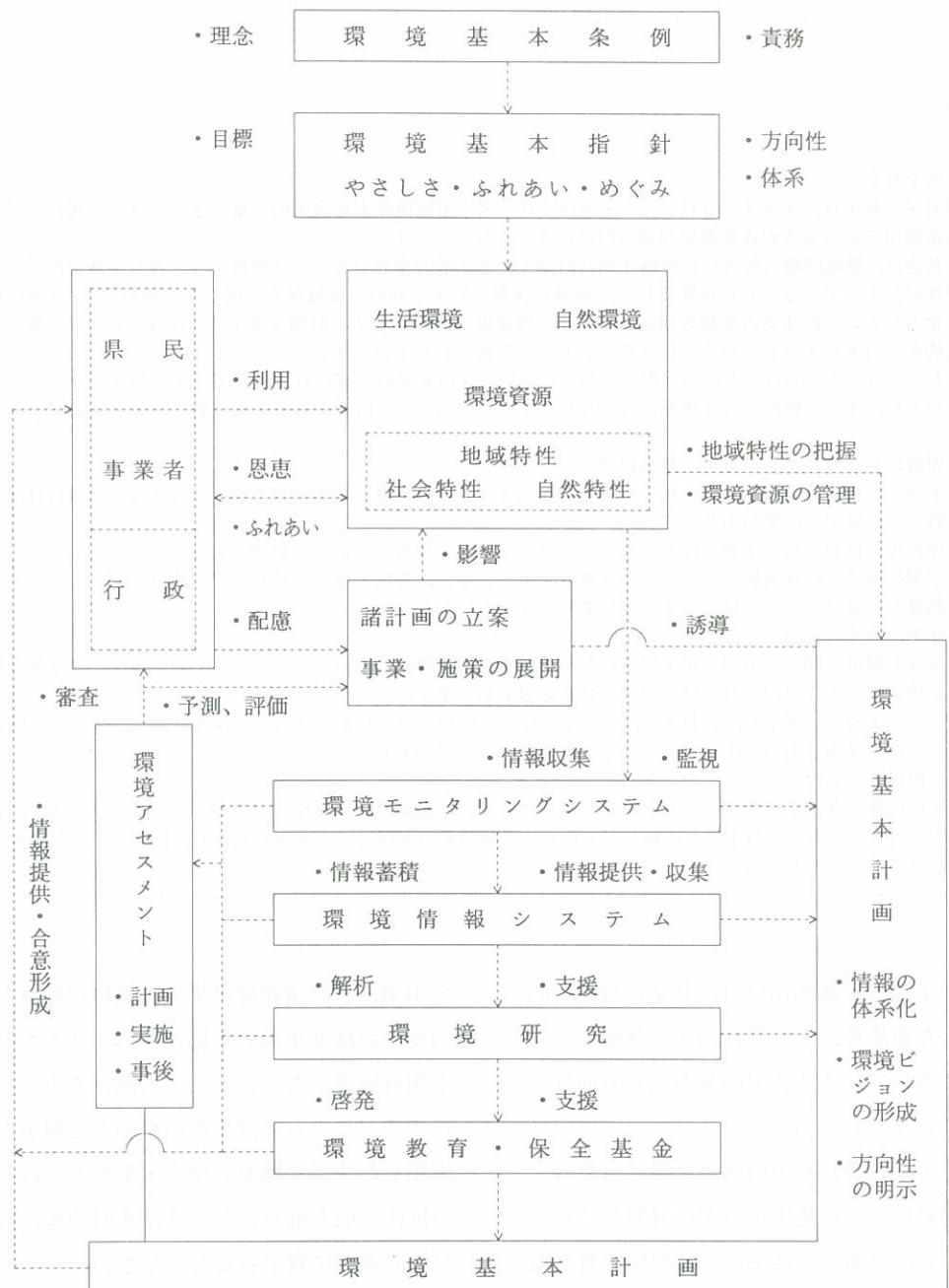
- | | |
|---------|-------------|
| ① 大気 | ⑥ 動植物 |
| ② 水 | ⑦ 廃棄物 |
| ③ 土 | ⑧ 景観 |
| ④ 光・熱 | ⑨ 歴史的・文化的環境 |
| ⑤ 騒音・振動 | ⑩ 地球環境 |

施策体系

環境への配慮の徹底	環境とのふれあい増進	環境資源の適切な管理	国際的視野に立った環境政策
基本的施策 ・公害防止 ・自然保護	快適な生活空間の創造 ・住民・事業者の参加 ・地域快適環境ビジョンの策定 ・土地利用・都市計画	環境資源の総合的把握 ・データ整備 ・情報収集・提供体制整備	国際社会への貢献 ・途上国協力
新たな污染防治 ・有害化学物質 ・新技術対応 ・物質性状変化 ・地下水汚染	自然とのふれあいの増進 ・ふれあいの場の創出 ・環境教育・学習の推進	環境資源の計画的管理 ・管理目標の設定 ・適正利用	広域的連携の促進 ・研究・監視網 ・連絡協議会
自然環境保全 ・積極的保全 ・身近な自然との共存 ・野生生物保護 等	等	等	普及啓発の促進 ・住民の取組支援 ・行政の自発的取組 等

図一三 環境基本計画の構造と指針推進システムの関連図

指針推進システムの関連図



6 基金の今後の方針～生活の豊かさと環境とが調和した快適な環境の保全・創造に向けて～

基本指針では基金の基本的なあり方を表一
4のとおり明らかにしているが、基本事業を

①環境教育、普及啓発のための基盤整備、②知識、情報の普及、③住民活動の支援とし、それぞれに地域住民に直接的に関係する具体的な重点事業を掲げている。

表一 4

環境保全基金

環境保全基金は、平成2年3月に公布・施行された熊本県環境保全基金条例に基づき設置され、現在4億円の基金運用による実績が各種環境施策の財源に充てられています。

本基金は、環境問題の解決には地域住民の自覚と行動が最も重要であり、環境教育及び普及啓発を推進する必要性が高まっていることを背景として、「地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動に要する財源を安定的に確保し、必要な事業を継続的かつ着実に実施していく」ことを目的として設置されたものです。

したがって、本基金は、上記の設置目的から、地域住民の意識啓発等に直接的に関係する事業に充てられるものであり、多くの展開すべき事業が考えられますが、当面、次に掲げる事業を重点的に実施する必要があります。

① 環境教育、普及啓発のための基盤整備

家庭、学校、社会のあらゆる場で環境教育を推進するための基本的方向性を明らかにする「環境教育基本指針」を策定する必要があります。

住民等の情報収集や学習の拠点となるライブラリー等の設置を検討する必要があります。

学習指導者、地域活動のリーダー等を養成するとともに、有識者等のアドバイザー制度、インストラクターチームの発足についても検討する必要があります。

② 知識、情報の普及

地域の環境に関する情報と環境保全のための行動方法を解説したパンフレット、マップ等及び環境教育用の副読本、ビデオ等の教材の整備充実を図る必要があります。

また、講習会、展示会、公開講座、シンポジウム、自然とのふれあいイベント等を計画的、体系的に開催し、県民の環境意識の高次化が図られるよう配慮する必要があります。

③ 住民活動の支援

市町村等と連携し、地域ボランティアグループ等への活動助成、環境保全に功績のある個人・団体への表彰等を行うとともに、自主的な活動を促すために各種活動の実践モデル地区を設定し、幅広く住民参加を呼びかけていくことも必要です。

このように、基本指針は、基金の設置目的に即した事業を、より総合的かつ積極的、効果的に進めていくうえでの基本的な方向性を示しているものである。

従って、今後、基金の活用に当たっては、基本指針に沿った施策を着実に展開していくこととし、当面、生涯を通じた環境教育を進めるための環境教育基本指針の策定をはじめ、知事表彰制度、環境フェア、自然保護普及啓

発事業、水の情報提供事業、環境に配慮した消費生活推進事業の実施を目指とするなど基本指針推進システムとしての役割を十分に果たすことによって、『生活の豊かさと環境とが調和した快適な環境の保全・創造とこれを次の世代へ引き継ぐ』という、本県環境行政の目標の達成に資することとした。

(平成4年2月26日)